

復興公営住宅の建設計画の公表時期は

答 年内に戸数・場所を設定、28年早期に



篠崎久美子議員

【震災復興状況について】

問 復興に向けた公営住宅計画が早期に示されることが望まれるが、計画内容と提示の時期は。

村長 年内に戸数、場所を設定し、28年明けには公表します。

問 義援金の最終的な配分の予定時期と、仮設住宅以外で避難生活されている方への家賃などに対する補助についての考えは。

村長 県との調整の中で11月中、もしくは12月に配分委員会を開催、年内に配分できるように考えています。仮設住宅入居者以外への支援

策の追加、変更は考えていません。

問 避難所の見直しなども含め、防災計画の総合的な見直しの予定は。

村長 新たな地域防災計画は28年度に策定する考えです。今回の震災で得た教訓や、今後おこなう地震時対応の検証作業の結果を反映させていただきます。

【農地取得状況について】

問 農地転用の申請の際、担当課での指導や対応の状況は。また、農業委員会での対応や協議の状況は。

村長 農地は農地として守ることを原則として、優良農地の1種農地は転用相談時にお断りしています。申請後の確認は、地区担当の農業委員と農政課職員、申請者が現地確認し、地方事務所農政課とも協議しています。委員

会では、現地写真と転用計画をもとに審議しています。

問 農地取得後に短期間で当初目的とは違う用途に転用、あるいは転売されている例は。

村長 正式に把握している事例はありません。一例が分譲されるという話も聞いていますが、事実とすれば遺憾です。適正な転用完了後の再転用は法の規制はありませんが、今後は、申請段階でこうした行為は慎むよう指導するよう指示する考えです。

問 農地を含めた景観は村の大事な財産で、優良農地の確保という観点からも、農地転用後の再転用や転売への対策が早急に必要では。

村長 転用に対する厳格な対応や、農振地域の見直しも検討すべきかと考えます。優良な農地維持は使命と



10月から全住民に郵送される「通知カード」

認識して今後も対応していきます。

【マイナンバー制度について】

問 制度についての村民への周知などの対応は。

村長 「広報はくば」でシリーズでお知らせしています。事業所向け説明会は10月中旬には開催します。

問 運用にあたっての職員業務見直しについての対応状況は。

村長 全職員対象の研修会を先月開催しました。必



28年1月から本人申請により交付される「個人番号カード」

要とされる関連条例を、今議会と12月議会で上程し、1月の利用開始に間に合わせます。

問 番号情報の管理体制と、情報漏えい防止の対策は。

村長 システムへアクセスできる職員をパスワードの付与方法による二重方式で限定し、関係ない職員が閲覧できないようにします。紙媒体などは鍵付きキャビネットや管理、外部からのアクセス防止に必要な強固なファイアウォール（注）設置は広域連合と共同で、すでに完了しました。

(注) ファイヤーウォール：外部からの不正な接続や悪意のある攻撃などから、自分たちのコンピュータを防御するためのソフトウェアやハードウェアのこと